

第2章 環境法令と企業の責務

公害や環境について議論する中で、規制という言葉をよく耳にします。

規制という言葉には、強制するあるいは押しつけるなどのニュアンスがあって、人によっては良い意味に受け取らないこともあります。必ずしもそうではありません。

事業者の生産活動により、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの、例えば、ばい煙や排水、廃棄物等が排出されます。

この場合に規制が行われると、企業は汚染物質を出さないための公害防止装置を設置したり、生産工程自体を変更して排出量を減らしていくことになります。

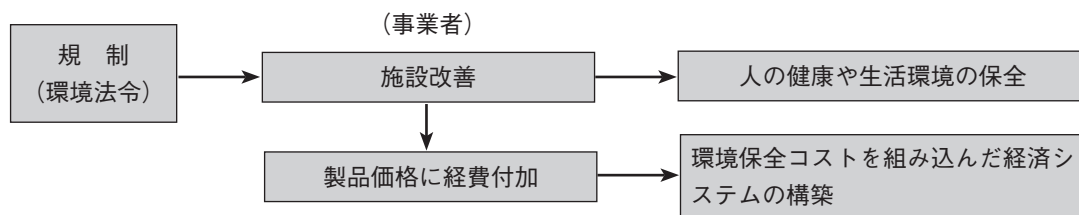
かかった費用は生産コストに反映され、経済システムの中に取り込まれていきます。

規制は、環境保全コストを経済システムの中に組み込んでいくための確実な方法であり、その社会的ルールが環境法令といえます。

このような規制は、地球環境保全のために充実されつつあるのが世界の潮流です。



※環境法規をまとめた書籍がありますので、適宜ご参照下さい。



環境法令は、前述のように環境保全のコストを経済システムに組み込むという狙いのほか、以下のような様々な効果を持たせることを目的に制定されます。

- ① 環境が果たしている役割やその性質を理解させる。

環境は、資源提供者であると同時に廃棄物の受入者である一方で、有限であり、浄化能力に限界があることなど。

- ② 環境を悪化させる要因を理解させる。

環境負荷を及ぼす物質の大量排出や廃棄物処理ルールを守らないことなど。

- ③ 社会経済活動を環境にやさしいものに誘導する。

環境保全コストを企業や社会に適切に分配し、啓発することなど。

- ④ 環境にやさしい企業の取組を支援する。

環境管理システム構築などに取り組む企業を支援することなど。

- ⑤ 社会全体を環境にやさしくするための行政手法を展開する。

汚染者負担の原則に立ち、補助金や課徴金などによる規制など。

本章では環境に関する主な法令の規定する国の施策及び事業者の役割を中心に概説しています。詳細をお知りになりたいときはそれぞれの法律の窓口にご相談ください。

〈企業活動に関する主な環境保全関係の法律・条例体系〉

		法	律	掲 載 ページ	ふるさと石川の環境を守り育てる条例の 該当条文
環 境 一 般		環境基本法		20	第1条～第33条、第41条、第42条、第44条
		環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律			第43条
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律			第252条、第253条
		環境影響評価法			第197条～第238条
地 球 環 境 (温 暖 化 防 止)		地球温暖化対策の推進に関する法律		22	第240条～第242条の2、第244条、 第245条、第246条、第251条
		気候変動適応法			第246条の2
地 球 環 境 (そ の 他)		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律			
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律		28	第240条
		美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律		76	
エ ネ ル ギ ー		エネルギーの使用の合理化等に関する法律		86	第243条
		再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法		90	
公 害		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		32	
大 気 汚 染		大気汚染防止法		34	
		石綿障害予防規則		36	第82条の2～第82条の6
		スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律			
	悪 臭	悪臭防止法		40	
	騒 音	騒音規制法		42	第103条～第109条
	振 動	振動規制法		44	
	水 質 汚 濁	水質汚濁防止法		46	第46条、第47条
		下水道法		48	
		浄化槽法		50	第48条～第62条
		水道法			
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律			
	土 壌 汚 染	土壌汚染対策法		52	第114条
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律			
	地 盤 沈 下	工業用水法			第63条～第81条
		工業用水道事業法			
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律			
廃 棄 物		廃棄物の処理及び清掃に関する法律		56	第83条～第98条
		産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律			
		特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律		58	
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		60	
リ サ イ ク ル		循環型社会形成推進基本法		54	第247条～第251条
		資源の有効な利用の促進に関する法律		62	
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		64	
		特定家庭用機器再商品化法		66	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		68	第87条
		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律		70	
		使用済自動車の再資源化等に関する法律		72	
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律		74	
		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律		78	第250条
		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			
		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律		93	
化 学 物 質		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律			
		毒物及び劇物取締法			
		労働安全衛生法			
		食品衛生法			
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）		80	第110条～第113条
		ダイオキシン類対策特別措置法		82	
被害救済紛争処理		公害健康被害の補償等に関する法律			
		石綿による健康被害の救済に関する法律			
		公害紛争処理法			第34条～第40条
費 用 負 担 助 成		公害防止事業費事業者負担法			
		地価税法			
		租税特別措置法			
土 地 利 用		国土利用計画法			
		工場立地法		84	
自 然 環 境 生 物 多 様 性		自然環境保全法			第118条～第131条
		自然公園法			第160条～第196条
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			
		絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律			第140条～第155条
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律			第156条、第157条
		自然再生推進法			
		生物多様性基本法			
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律			
美 観 風 致		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律			第99条～第102条
		屋外広告物法			
		都市緑地法			
		都市公園法			

1 環境基本法とは？ 知っておきたい環境の憲法！

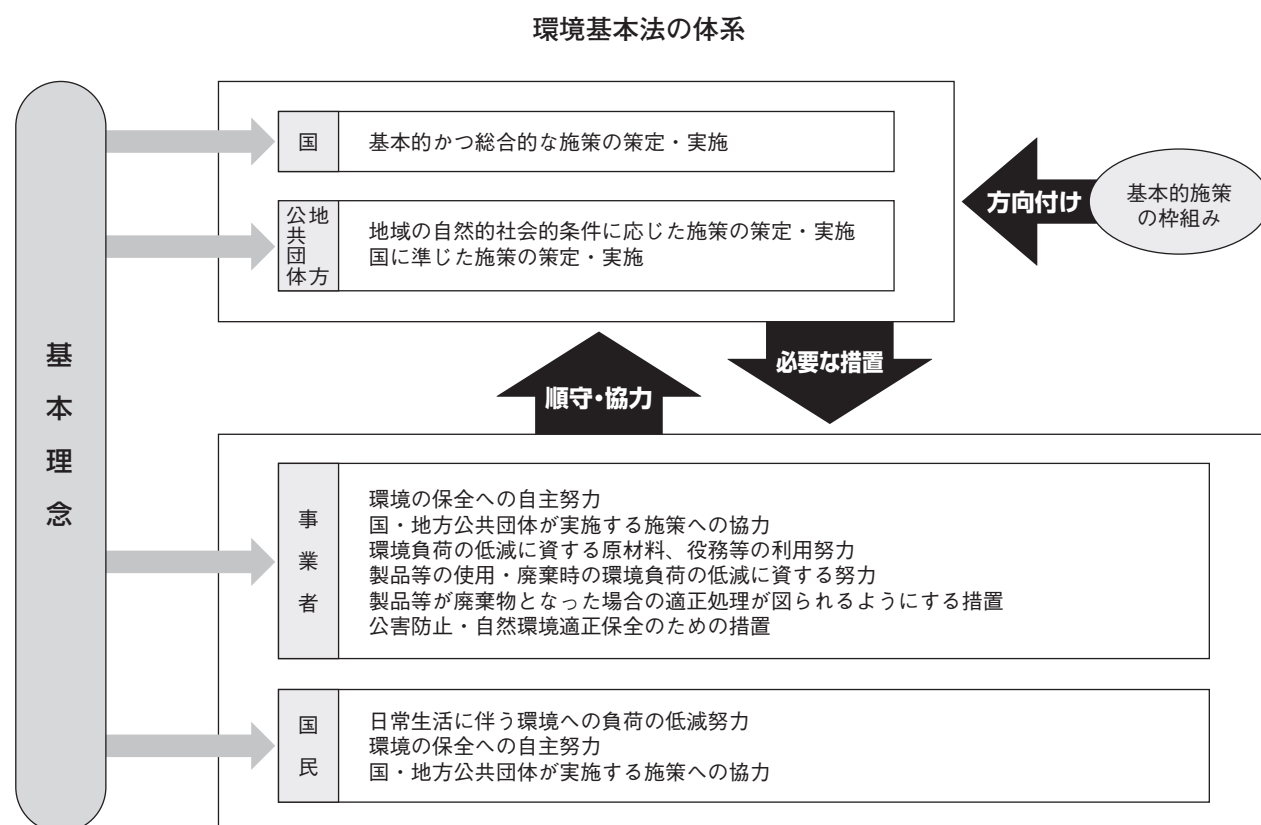
1992(平成4)年6月にブラジルのリオデジャネイロで地球サミットが開催されました。正式には「環境と開発に関する国際連合会議」といい、172カ国の政府代表、国際機関、NGOが参加する空前の大会議となりました。

この会議では、持続可能な開発に向けて、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」とそのための行動計画である「アジェンダ21」等が採択されています。

平成5年11月に制定された「環境基本法」は、地球環境時代における我が国の環境政策の新たな枠組みを示す、いわば環境の憲法ともいえるべきものです。

また、限りある地球資源のもとで世界有数の経済活動を行っている我が国が、地球環境保全のために、率先して社会経済構造を環境にやさしいものに変えていくことを世界に向けて宣言したのもでもあります。

この法律は、環境の保全に関する基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、国・地方公共団体における基本的施策などから構成されています。



CSR（企業の社会的責任）活動という言葉の普及に象徴されるように、これからの時代は、環境にやさしい活動を実践することが企業活動の基本的事項として求められるとの認識が高まっています。

すべての企業が、基本法の趣旨を踏まえ、環境にやさしい企業活動を行うための第一歩として、経営方針の柱に環境保全に関する理念を掲げ、世間に公表することが望まれます。

環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆環境保全施策の総合的計画の推進	○ 環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定める。 ○ 環境保全の施策を総合的・計画的に推進する。 ○ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。
2 基本理念 (法3～5) ☆環境恵沢享受 ☆持続可能社会構築 ☆国際協調による地球環境保全	○ 環境の恵沢の享受と継承等 ○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 ・ 環境負荷となる行動をとるすべての者による公平な役割分担 ・ 持続的発展が可能な社会の構築 ・ 環境保全上の支障の未然防止 ○ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進
3 基本施策 (法15～16、20～22、24～35) ☆環境基本計画 ☆環境基準設定 ☆環境アセス ☆環境規制 ☆環境保全措置助成 ☆環境負荷低減製品の利用推進 ☆環境教育と情報提供 ☆調査・研究 ☆公害紛争処理 ☆国際協力	○ 環境基本計画の策定及び環境基準の設定（法15～16） ○ 環境アセスメントの推進（法20） ○ 環境保全上の支障防止のための規制（法21） ○ 環境保全のための経済的措置（環境負荷低減のための施設整備に対する助成措置、負荷活動を行う者に対する適正かつ公平な経済的負担措置等）（法22） ○ 環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（法24） ○ 環境教育の促進、民間団体等の自発的活動を促進するための措置及びその情報提供（法25～27） ○ 環境状況把握等の調査、監視、研究開発（法28～30） ○ 公害に係る紛争の処理及び被害の救済（法31） ○ 地球環境保全等に関する国際協力等（法32～35）
4 事業者の責務 (法8) ☆公害防止・自然環境保全措置 ☆廃棄物の適正処理 ☆環境負荷低減措置 ☆環境保全施策協力	○ 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講ずる。 ○ 物の製造、加工又は販売等の事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合に適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる。 ○ このほか、物の製造、加工又は販売等の事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める。 ○ このほか、その事業活動に伴う環境への負荷の低減等環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境保全施策に協力する。
5 環境基準の設定と確保 (法16)	○ 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。 ○ 政府は、公害防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努める。

※ 法1とは法律第1条を意味します。以下同様。

平成16年度以降の主な沿革

平成24年 6月 27日 法律第47号 環境法体系下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけ
(平成24年9月19日施行)

(参考資料)「環境基本法のはなし」環境シリーズNo.67 (公財)日本環境協会
(問合せ先) 石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

2 地球温暖化対策の推進に関する法律とは？ 最も重要な地球環境問題への対応！

「人間の影響が温暖化させてきたことには疑う余地がない」これは国際機関であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の正式見解です。

温暖化が進めば、地球の気候に大幅な変動が起こり、自然生態系や農林水産業に大きな影響が出るだけでなく、海面上昇や高潮被害、さらには健康への影響も懸念されています。

1997(平成9)年12月に地球温暖化防止に向けて、各国における取組の目標や国際的な仕組みを決めるための会議（COP3）が京都で開かれました。この会議では、先進国全体の二酸化炭素等6つの温室効果ガスの排出量を、2008(平成20)年から2012(平成24)年の第一約束期間に1990(平成2)年よりも5.2%削減することとされ、日本も6%削減することとなり、実績は8.7%の削減と目標を達成しました。

京都議定書に基づき、日本国内における温暖化防止のための対策を推進するため、1998(平成10)年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称：温対法）」が制定されています。

事業者の責務としては、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、そのための計画を策定し、実施した措置の内容とともに公表するよう求めています。特に、二酸化炭素の排出について、その削減を図ることは結果としてエネルギー効率を高め、省エネルギーにつながることから、企業経営にとっても極めて大切なことです。

大きな地球も、我々の暮らす家庭、働く職場、住む地域が集まってできていることから、地球温暖化をくい止めるための主役は、国であり、自治体であり、事業者であり、消費者です。それぞれの主体がパートナーシップを築き、さらなる取組を推進することが期待されています。

2015（平成27）年12月には、フランスのパリで開催されたCOP21において、京都議定書に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等への新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。（2016(平成27)年11月に発効、日本も同月に批准）

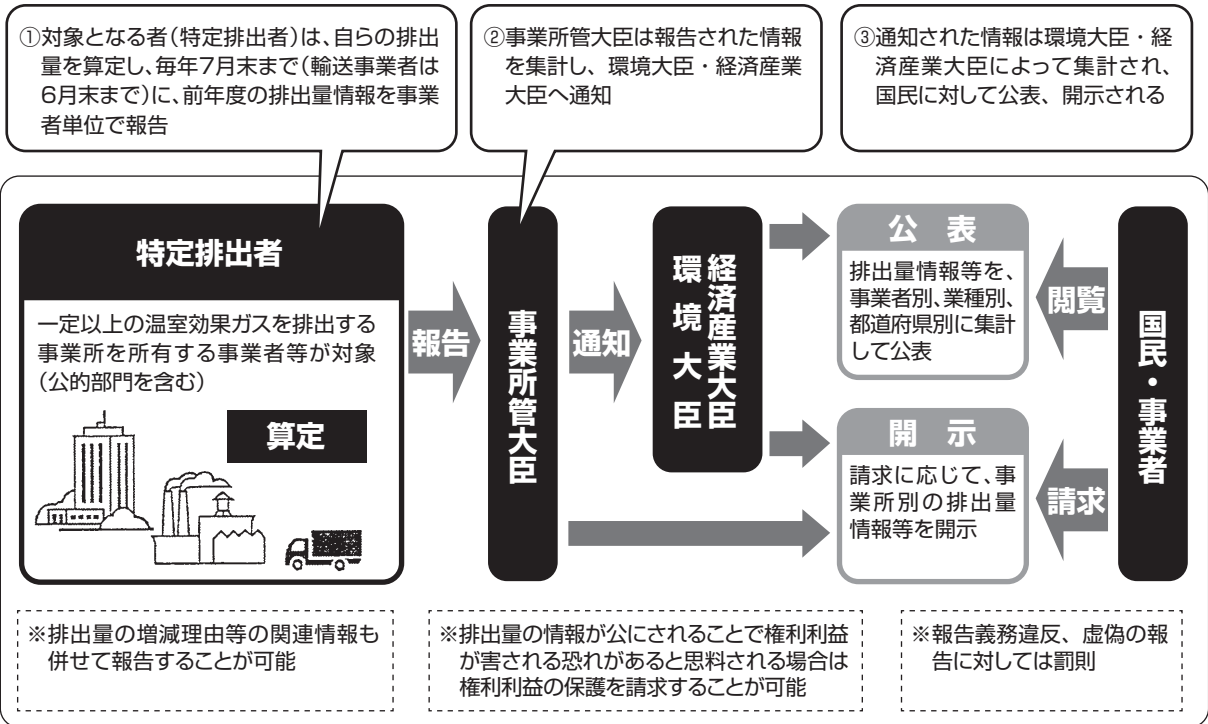
2016(平成28)年5月、国はパリ協定や温室効果ガスを2030年度までに2013年度比26%削減するという約束草案を踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定しました。

また、国は令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、その旨が令和3年6月に改正された温対法の基本理念として位置付けられ、令和3年10月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスの2030年度削減目標を2013年度比46%削減として大幅に引き上げました。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日 法律第117号）のキーポイント	
主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆国等、事業者、国民の責務 明確化 ☆地球温暖化対策計画策定 ☆地球温暖化対策の推進	○ 地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす。 ○ 気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要。 ○ 地球温暖化対策について、地球温暖化対策計画を策定する。 ○ 地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。
2 温室効果ガス (法2)	○ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種
3 基本理念 (法2の2)	○ パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
4 事業者の責務 (法5)	○ 事業活動に関し、温室効果ガス排出量の削減のための措置（他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガス排出量の削減のための施策に協力すること。
5 国民の責務 (法6)	○ 日常生活に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガス排出量の削減のための施策に協力すること。
6 温室効果ガス算定排出量の報告 (法26)	○ 温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者は、毎年度、温室効果ガス算定排出量を報告しなければならない。

〈「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度〉

温対法に基づき、平成18年度から、温室効果ガスを多量に排出する者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされています。



●対象となる温室効果ガスと事業者

対象となる温室効果ガスは全7種類（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃）です。

以下に示す要件を満たす事業者は、事業内容に関わらず本制度の対象事業者（＝特定排出者）となります。

温室効果ガスの種類	対象となる者（特定排出者）
○エネルギー起源CO₂ （燃料の使用、他者から供給された電気、又は熱の使用に伴い排出されるCO₂） 〈省エネ法定期報告書〉により報告	【特定事業所排出者】 ○全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者 ・省エネ法の特定事業者 ・省エネ法の特定連鎖化事業者 ・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者 ・上記以外で全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者^{※1} ○原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所（≡<u>省エネ法のエネルギー管理指定工場等</u>^{※2}）を設置している場合には、当該事業所（特定事業所）の排出量も内訳として報告
エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス（6.5ガス） ○非エネルギー起源CO₂ ○メタン（CH₄） ○一酸化二窒素（N₂O） ○ハイドロフルオロカーボン類（HFC） ○パーフルオロカーボン類（PFC） ○六ふっ化硫黄（SF₆） ○三ふっ化窒素（NF₃） 〈温対法報告書〉により報告	【特定輸送排出者】 ・省エネ法の特定貨物輸送事業者 ・省エネ法の特定旅客輸送事業者 ・省エネ法の特定航空輸送事業者 ・省エネ法の特定荷主 ・省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主 ・省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者 【特定事業所排出者】 ○次の①及び②の両方の要件を満たす者 ①算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、事業者の排出量合計がCO₂換算で3,000トン以上となる事業者 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 ○温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO₂換算で3,000トン以上となる事業所（<u>特定事業所</u>）を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告

※1：当該事業者については、省エネ法定期報告書ではなく温対法報告書により報告します。なお、この事業者は省エネ法による指定又は認定の取消を受けた事業者が指定又は認定されていた期間のエネルギー CO₂排出量を報告することを想定してくれます。

※2：省エネ法のエネルギー管理指定工場等に指定されていない工場等であっても1,500kl/年以上の事業所であれば報告対象です。

（注）・フランチャイズチェーンについても1つの事業者とみなします。

・対象となるかどうかの判断は、政省令で定める算定方法を用いて求めた排出量に基づき行います。

●排出量算定の対象となる活動

下記の事業活動が、温室効果ガスの排出量の算定の対象となります。

※要件を満たすフランチャイズチェーンについても、加盟している全ての事業所における事業活動を、フランチャイズチェーンの事業活動とみなして報告します。

エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
都市ガスの使用
燃料の使用
他人から供給された電気の使用
他人から供給された熱の使用

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
石炭の生産
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
地熱発電施設における蒸気の生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラスの製造
炭酸塩の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
二酸化チタンの製造
ソーダ灰の製造
エチレン等の製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉における炭素電極の使用
鉄鋼の製造における鉄物の使用
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）
潤滑油等の使用
非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）を含む溶剤の焼却
ドライアイスの製造
ドライアイスの使用
炭酸ガスのボンベへの封入
炭酸ガスの使用
耕地における肥料の使用
廃棄物の焼却

メタン (CH ₄)
燃料の使用
コークスの製造
電気炉における電気の使用
石炭の生産
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の輸送
原油の精製
天然ガスの輸送
都市ガスの製造
都市ガスの供給
地熱発電施設における蒸気の生産
エチレン等の製造
家畜の飼養（消化管内発酵）
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の使用
木炭の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等の製造
麻酔剤の使用
半導体素子等の製造
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
林地における肥料の使用
農業廃棄物の焼却
堆肥の生産
廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理

ハイドロフルオロカーボン (HFC)
クロロジフルオロメタンの製造
ハイドロフルオロカーボンの製造
マグネシウム合金の casting
半導体素子等の製造におけるHFC又はPFCの使用
冷凍空気調和機器の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン (PFC)
パーフルオロカーボンの製造
半導体素子等の製造におけるPFC、HFC又はNF ₃ の使用
光電池の製造におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用
鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄

六ふっ化硫黄 (SF ₆)
六ふっ化硫黄の製造
マグネシウム合金の casting
半導体素子等の製造におけるSF ₆ の使用
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
粒子加速器の使用

三ふっ化窒素 (NF ₃)
三ふっ化窒素の製造
半導体素子等の製造におけるNF ₃ の使用

●報告事項

国に報告する事項には、必ず報告すべき事項と任意で報告できる事項とがあります。

	報告事項	概 要 等
必 須	温室効果ガス 算定排出量 (基礎排出量)	以下の〔1〕～〔4〕の流れで算定する。 〔1〕 排出活動の抽出 〔2〕 抽出した活動ごとに政省令で定められている算定方法・排出係数を用いて算出 温室効果ガス排出量＝活動量×排出係数 活動量とは、生産量、使用量、焼却量など排出活動の規模を現す量のことです。 〔3〕 温室効果ガスの種類ごとに、活動ごとに算出した排出量を合算 〔4〕 温室効果ガスの種類ごとの排出量をCO ₂ の単位に換算 温室効果ガス排出量(tCO ₂)＝温室効果ガス排出量(tガス)×地球温暖化係数(GWP)
	調整後温室効果 ガス排出量 (調整後排出量)	○以下の①+②+③-④+⑤で調整する。 ※①～③は、基礎排出量の報告が必要となる温室効果ガスが対象 調整の結果、0(ゼロ)を下回った場合には、0(ゼロ)とする ①＝エネルギー起源CO ₂ 。(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く) ・燃料及び熱の使用に伴うもの ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数 ②＝非エネルギー起源CO ₂ 。(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く) ③＝CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 及びNF ₃ の基礎排出量 ④＝無効化された国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量 ⑤＝自ら創出した国内認証排出削減量を他者へ移転した量
任 意	権利利益の保護請求	○報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがある と考えるときに、事業所管大臣に対し請求することができる。 ○請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行う。 ○権利利益の保護請求の対象となる情報は、以下の通り。 ①事業者全体又は特定事業所の基礎排出量(温室効果ガスの種類ごとに請求) ②調整後排出量 ③国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の種類ごとの合計量 ○権利利益の保護の請求は、認められない場合もある。
	関連情報の提供	○特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の関連情報についても併せて 提供することができる。 ○提供できる情報は以下のとおり。 ①報告された排出量の増減の状況に関する情報 ②温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報 ③温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報 ④温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報 ⑤その他の情報

●提出先・提出書類

報 告 者			提 出 先	提出書類									提出期限	
				省エネ法定期報告書						温対法				
				様式 第9 (※4)	様式 第30	様式 第4	様式 第8	様式 第13	様式 第25	様式 第1 (排出量等)	様式 第1の2 (権利利益)	様式 第2 (関連情報)		
特 定 事業所 排出者	省エネ法	特定事業者、 特定連鎖事業者、 認定管理統括事業者、 管理関係事業者	事業所管省庁（※1,2）	◎							●	※	※	7月末日
		上記以外の事業者	事業所管省庁（※1）								◎	※	※	
特 定 輸 送 排出者	省エネ法	特定荷主、 認定管理統括荷主 管理関係荷主	事業所管省庁（※1,2）		◎							※	※	6月末日
		特定貨物輸送事業者	地方運輸局（※3）			◎						※	※	
		特定旅客輸送事業者	地方運輸局（※3）				◎					※	※	
		認定管理統括貨客輸送事業者、 管理関係貨客輸送事業者	地方運輸局（※3）					◎				※	※	
		特定航空輸送事業者	国土交通省						◎			※	※	

[凡例] ◎：必ず提出、●：エネルギー起源CO₂以外のガスを報告する義務がある場合は必ず提出、※：任意で提出

*1 事業所管省庁が複数ある場合は全ての事業所管省庁（地方支分部局）へ提出する。

*2 省エネ法定期報告書様式第9及び様式第30は、事業所管省庁とともに経済産業局へも提出する。

*3 地方運輸局には運輸監理部を含む。

*4 省エネ法の特定事業者等において、省エネ法定期報告書様式21による報告の場合は様式9に同じ提出先である。

※インターネットを介した電子報告システムによる提出も可能。ただし、様式第1の2を提出する場合を除く。

「省エネ法」の定期報告との関係

排出量の報告に係る負担を回避する観点から、「省エネ法」の定期報告書との併用を認める運用とされています。

- ①エネルギー起源CO₂の排出量のみを報告する場合
「省エネ法」の定期報告書を使用。（「温対法」の報告書の提出は不要。）
 - ②エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量のみを報告する場合
「温対法」の報告書（「温対法」様式第1）を使用。
 - ③エネルギー起源CO₂及びそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量を報告する場合
「省エネ法」の定期報告書に、「温対法」の報告書を添付して提出。
- 「省エネ法」については、本ハンドブックの83ページを参照ください。

平成16年度以降の主な沿革

平成17年	6月 17日	法律第61号	温室効果ガスの排出量の報告等（平成18年4月1日施行）
平成20年	6月 13日	法律第67号	温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し等 （平成21年4月1日施行）
平成25年	5月 24日	法律第18号	国による地球温暖化対策計画の策定の規定等 （平成25年5月24日施行）
※三ふっ化窒素（NF ₃ ）を温室効果ガスの種類として追加する改定 規定は平成27年4月1日施行			

（参考資料）「ストップ・ザ・温暖化2017」 環境省ほか（環境省ホームページにあります）
「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について」パンフレット 環境省、経済産業省（環境省ホームページにあります）
（問合せ先） 環境省中部地方環境事務所 環境対策課 電話 052-955-2134 FAX 052-951-8889

3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律とは？

～通称 フロン排出抑制法～

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なものの大部分を吸収し、私たちを守っています。このオゾン層が、フロン的一种であるCFC（クロロフルオロカーボン）やHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがあります。また、これら（CFC、HCFC）及び代替フロンのHFC（ハイドロフルオロカーボン）は地球温暖化の原因である温室効果ガスです。

このように地球規模の問題となっているオゾン層の破壊や地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（通称：フロン回収・破壊法）」が制定され、みだりに第一種特定製品（冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍空調機器）からフロン類を大気中に放出することを禁止し、第一種特定製品を廃棄する場合、管理者には知事の登録を受けたフロン類回収業者への引き渡し義務が義務化されました。

平成18年6月に「フロン回収・破壊法」が改正（平成19年10月1日から施行）され、行程管理制度の導入、建物解体時の機器の有無の確認、整備時のフロン回収義務、部品をリサイクルする場合のフロン回収義務が盛り込まれました。

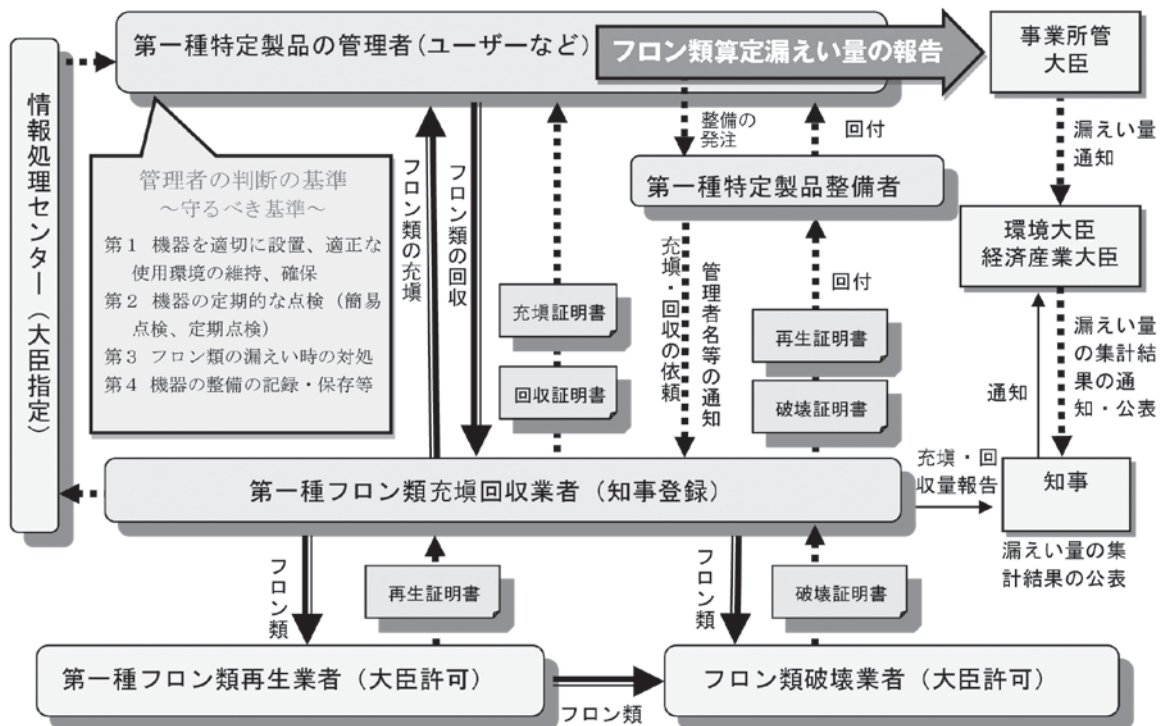
平成25年6月に「フロン回収・破壊法」が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（通称：フロン排出抑制法）」に改正（平成27年4月1日から施行）され、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制を図るため、フロン類及びフロン類使用製品のメーカーや業務用冷凍空調機器のユーザー等に対して、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置が盛り込まれました。

令和元年6月に「フロン排出抑制法」が改正（令和2年4月から施行）され、フロン類の引渡義務違反に対しての直接罰の導入、解体工事における事前説明書面の保存義務、第一種特定製品の引取等に関する規制が盛り込まれました。

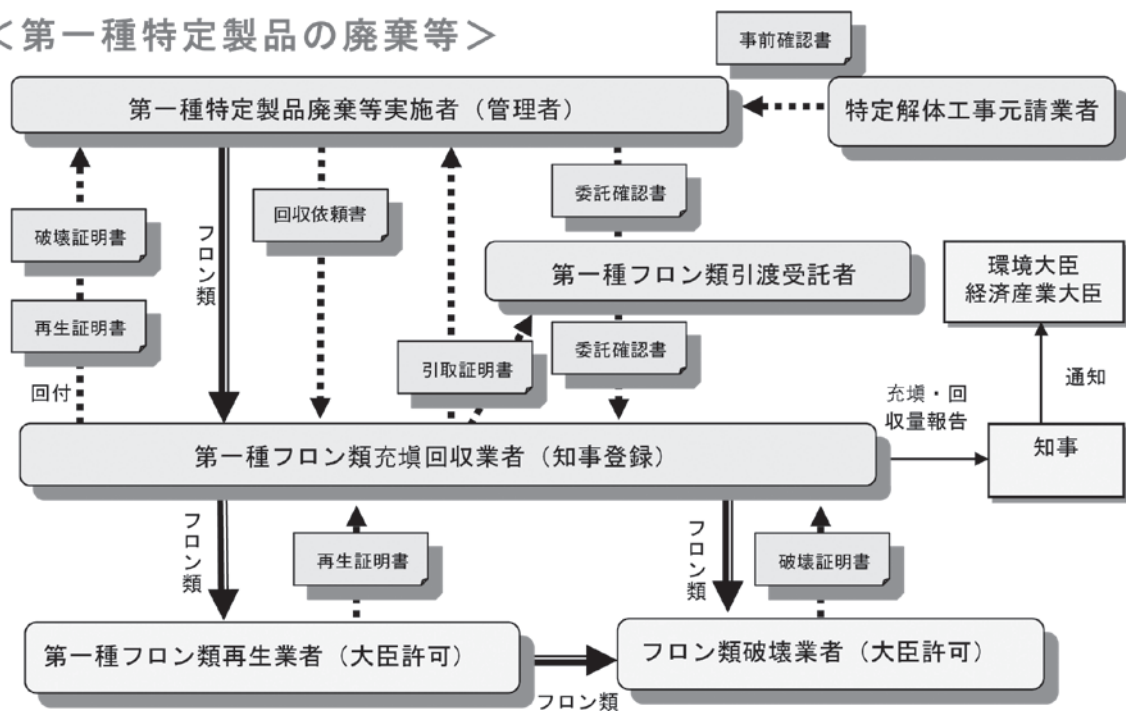
なお、家庭用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫については「特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）」、カーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称：自動車リサイクル法）」によりフロン類が回収されています。

フロン排出抑制法のシステム

< 第一種特定製品の設置・使用・整備時 >



< 第一種特定製品の廃棄等 >



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(平成13年6月22日法律第64号) のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点												
1 目的 (法1)	○ フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。												
2 定義 (法2)	○ フロン類とはCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質をいう。 ○ フロン類使用製品とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器等をいい、指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なもの。 ○ 第一種特定製品とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの。 ・エアコンディショナー ・冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む）												
3 指針 (法3)	○ 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定める。												
4 フロン類の使用の合理化に係る措置 (法9,12)	○ 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、公表する。												
5 第一種特定製品の*1管理者が講ずべき措置 (法16,19)	○ 第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全。 ○ 全ての第一種特定製品について簡易点検を実施。更に一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施。 表 管理者による簡易点検・定期点検の内容 <table><tr><th>区分</th><th>点検内容</th><th>点検頻度</th><th>点検実施者</th></tr><tr><td>【簡易点検】 全ての第一種特定製品</td><td>製品の外観確認等※ 具体的な方法「簡易点検の手引き」を参照</td><td>3か月に1回以上</td><td>実施者の具体的な制限なし</td></tr><tr><td>(上乗せ)【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器</td><td>直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査</td><td>1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)</td><td>十分な知見を有する者（社外・社内を問わない）</td></tr></table> ○ 第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置。 ・漏えいが見つかった際は修理を実施 ・未修理の第一種特定製品へのフロン類の原則充填禁止 ○ 第一種特定製品の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄後3年間の記録簿の保存。 ○ 第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定。一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告。	区分	点検内容	点検頻度	点検実施者	【簡易点検】 全ての第一種特定製品	製品の外観確認等※ 具体的な方法「簡易点検の手引き」を参照	3か月に1回以上	実施者の具体的な制限なし	(上乗せ)【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査	1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)	十分な知見を有する者（社外・社内を問わない）
区分	点検内容	点検頻度	点検実施者										
【簡易点検】 全ての第一種特定製品	製品の外観確認等※ 具体的な方法「簡易点検の手引き」を参照	3か月に1回以上	実施者の具体的な制限なし										
(上乗せ)【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査	1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)	十分な知見を有する者（社外・社内を問わない）										
6 第一種フロン類充填回収業者の登録 (法27)	○ 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、知事の登録を受けること。												

7 第一種特定製品整備者の充填・回収の委託義務等 (法37,39)	○ 第一種特定製品整備者は、フロン類の充填、回収を第一種フロン類充填回収業者に委託すること。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填に関する基準に従って充填し、第一種特定製品の管理者に充填証明書を交付すること。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の回収に関する基準に従って回収し、第一種特定製品の管理者に回収証明書を交付すること。 ○ 回収させた場合において、再充填されたもの以外のフロン類があるときには、第一種フロン類充填回収業者に引き渡すこと。
8 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務、第一種フロン類充填回収業者の引取義務等 (法41,43,44,45)	○ 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡すこと。その際、第一種フロン類充填回収業者に回収依頼書を交付しなければならない。 ○ 第一種特定製品廃棄等実施者は、フロン類の引き渡しを他の者に委託する場合には、受託者に委託確認書を交付しなければならない。また、受託者は委託確認書を第一種フロン類充填回収業者に渡すこと。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類を引き取ったときは第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者に対し、引取証明書を交付すること。
9 第一種フロン類充填回収業者の引渡義務 (法46,47)	○ 第一種フロン類充填回収業者は、回収したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡すこと。その際、運搬にあたっては運搬に関する基準を遵守すること。 ○ 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の回収量、充填量、引き渡した量等を記録し、毎年度、知事に報告すること。
10 特定解体工事元請業者の確認及び説明 (法42)	○ 解体工事の元請業者は第一種特定製品の設置の有無を確認し、工事発注者に対し書面を交付して説明し、その書面の写しを3年間保存すること。
11 フロン類再生業者の許可 (法50,59)	○ 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けること。 ○ 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、第一種フロン類充填回収業者に再生証明書を交付すること。また、再生証明書の交付を受けた第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者に回付すること。
12 フロン類破壊業者の許可 (法63,70)	○ フロン類破壊業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けること。 ○ フロン類破壊業者は、フロン類を破壊したときは、第一種フロン類充填回収業者に破壊証明書を交付すること。また、破壊証明書の交付を受けた第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者に回付すること。
13 フロン類の放出の禁止 (法86)	○ 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

※1管理者とは……フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者

平成16年度以降の主な沿革			
平成18年 6月 8日	法律第59号	行程管理制度の導入 建物解体時の機器の有無の確認 整備時及びリサイクル時のフロン回収義務付け等 (平成19年10月1日施行)	
平成25年 6月 12日	法律第39号	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を促すための措置 法律の名称の改正等 (平成27年4月1日施行)	
令和元年 6月 5日	法律第25号	ユーザーによる機器の排気時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ (令和2年4月1日施行)	

(参考資料) 「フロン排出抑制法」パンフレット	令和5年 3月	環境省、経済産業省、国土交通省
「オゾン層を守ろう2022」	令和4年12月	環境省
「フロン排出抑制法のしおり」	令和7年 4月	石川県
(問合せ先) 石川県環境政策課	電話 076-225-1463	FAX 076-225-1466

4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律とは？

公害防止体制の人的整備！

昭和43年から45年にかけて、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等が相次いで制定されましたが、このような法律を守り、公害防止を実際に行う事業者の体制が不十分でした。このため、昭和46年に公害防止管理等の制度を設け、公害発生源である工場の公害防止組織の整備を図るため、この法律が制定されました。

本法律では、特定工場（一定規模以上の製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）において、公害防止技術に関する業務を担当する公害防止管理者やそれを統括・管理する公害防止統括者、公害防止主任管理者の選任を義務付けています。

また、これらの選任あるいは解任を行った場合は、知事（一部は市町長）へ届け出なければなりません。

なお、公害防止管理者や公害防止主任管理者については、国家試験に合格するか、資格認定講習の課程を修了するかにより、一定の資格を取得した者であることが必要です。

環境にやさしい企業活動を展開するには、まず公害を出さないことが基本であり、本法の対象未達の規模の企業であっても、公害防止管理者を確保し、公害防止体制を整備しておくことが望まれます。（平成17年4月1日より、公害防止管理者の複数の工場における兼任可能要件が追加され、公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件が緩和されました。また、平成25年1月25日の政令改正で、汚水等排出施設が追加されたとともに、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを排出する施設を設置する工場が特定工場に追加されました。）

特定工場で選任することが必要な者

工場等の条件		選任すべき者	
常時使用する従業員が21人以上の事業者		公害防止統括者	
ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されていて、ばい煙の排出ガス量が4万Nm ³ /時以上で、かつ、汚水等の排出水量が1万m ³ /日以上以上の工場		公害防止主任管理者	
ばい煙発生施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上の工場	大気関係第1種	公害防止 管 理 者
	排出ガス量が4万Nm ³ /時未満の工場	大気関係第1 又は 2種	
上記以外のばい煙発生施設を設置する工場	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上の工場	大気関係第1 又は 3種	
	排出ガス量が4万Nm ³ /時未満 1万Nm ³ /時以上の工場	大気関係第1.2.3.4種	
汚水等排出施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	排出水量が1万m ³ /日以上以上の工場	水質関係第1種	
	排出水量が1万m ³ /日未満の工場 又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第1 又は 2種	
上記以外の汚水等排出施設を設置する工場	排出水量が1万m ³ /日以上以上の工場	水質関係第1 又は 3種	
	排出水量が1万m ³ /日未満の工場 1千m ³ /日以上以上の工場	水質関係第1.2.3.4種	
騒音発生施設を設置している指定地域内の工場		騒音振動関係（又は騒音関係）	
特定粉じん発生施設を設置している工場		大気関係第1.2.3.4種 又は 特定粉じん関係	
一般粉じん発生施設を設置している工場		大気関係第1.2.3.4種、特定粉じん関係 又は 一般粉じん関係	
振動発生施設を設置している指定地域内の工場		騒音振動関係（又は振動関係）	
ダイオキシン類発生施設を設置している工場		ダイオキシン類関係	

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日 法律第107号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆公害防止組織整備	○ 公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害防止に資する。
2 特定工場等 (法2) ☆ばい煙発生施設 ☆特定粉じん発生施設 ☆一般粉じん発生施設 ☆汚水等排出施設 ☆騒音発生施設 ☆振動発生施設 ☆ダイオキシン類発生施設	○ 特定工場とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。 ● ばい煙発生施設 ① 大気汚染防止法による「ばい煙発生施設」のうち、有害物質を発生させる施設（14種類指定されている）を設置している工場 ② 工場全体の「ばい煙発生施設」からの排出ガス量が1万Nm ³ /時以上の工場 ● 特定粉じん発生施設 大気汚染防止法による「特定粉じん発生施設」 ● 一般粉じん発生施設 大気汚染防止法による「一般粉じん発生施設」 ● 汚水等排出施設 水質汚濁防止法による「特定施設」のうち「汚水等排出施設」が設置されている工場の中で、 ① 有害物質を排出する施設を設置している工場 ② 排出水量が1,000m ³ /日以上以上の工場 ● 騒音発生施設（指定地域内にあるもの） ① 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの） ② 鍛造機（落下部分の重量が1 t 以上のハンマー） ● 振動発生施設（指定地域内にあるもの） ① 液圧プレス（矯正プレスを除く。呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの） ② 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの） ③ 鍛造機（落下部分の重量が1 t 以上のハンマー） ● ダイオキシン類発生施設 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する「特定施設」のうち「ダイオキシン類発生施設」が設置されている工場。
3 公害防止統括者等の選任及び届出 (法3、4、5、6) ☆公害防止統括者・代理人 ☆公害防止主任管理者・代理人 ☆公害防止管理者・代理人	○ 常時使用する従業員の数が21人以上の特定工場を設置している者（特定事業者）は公害防止統括者を選任すること。 ○ 特定事業者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（公害防止主任管理者）を選任すること。（ただし、排出ガス量が4万Nm ³ /時以上であり、かつ排出水量が1万m ³ /日以上である工場の場合に限る。） ○ 特定事業者は、公害防止管理者を選任すること。 ○ 特定事業者は、公害防止統括者等の代理者を選任すること。 ○ 選任すべき事由が発生してからの選任期限 ┌ 公害防止統括者及びその代理者：30日以内 ├ 公害防止管理者及びその代理者：60日以内 └ 公害防止主任管理者及びその代理者：60日以内 ○ 公害防止統括者等を選任・解任したときは、30日以内に知事に届出ること。（以下の※については市町長に届出ること。） ※ 金沢市内に設置している特定工場については、すべて金沢市長に届出 ※ 騒音・振動発生施設のみの設置工場は、各市町長に届出
4 公害防止管理者等の資格 (法7)	○ 公害防止管理者及び公害防止主任管理者（代理者含む）は、政令に定める区分ごとに行う公害防止管理者試験に合格した者等（資格認定講習修了者含む）資格を有する者であること。

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 3月 7日	省令改正	兼任可能要件の追加等 国家資格制度の改正	(平成17年4月1日施行) (平成18年4月1日施行)
平成25年 1月 25日	政令改正	汚水等排出施設・特定工場の追加	(平成25年1月25日施行)

（参考資料）「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律のしおり」 令和7年4月 石川県
 （問合せ先） 石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466
 石川県南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
 石川県石川中央保健福祉センター 電話 076-275-2642 FAX 076-275-2257
 石川県能登中部保健福祉センター 電話 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
 石川県能登北部保健福祉センター 電話 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550
 又は 最寄りの市町環境担当課

5 大気汚染防止法とは？ 通称「大防法」 清浄な空気の確保！

「大気汚染防止法」は、工場及び事業場での事業活動に伴って発生するばい煙、揮発性有機化合物（VOC）の排出等の規制や自動車排出ガスの許容限度を定めることなどにより大気の汚染を防止するための法律です。実際の規制に関する事務は、県と金沢市が担当しています。

事業活動を行う際に、ばい煙、粉じんを発生する施設又はVOC、水銀を排出する施設で、政令で定めるものを設置しようとする場合には、事前に届出を行わなければなりません。

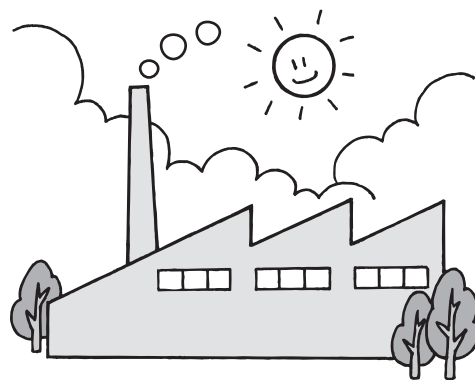
また、これらの施設を使用する場合には、排出されるばい煙やVOCの排出規制基準（粉じん発生施設では管理等の基準）を守らなければなりません。さらに、施設規模や排出ガス量に応じてばい煙量やVOC濃度の測定が義務付けられています。

ばい煙の規制基準については、施設の種類や規模（排ガス量等）別に、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の有害物質の許容限度が細かく定められており、VOCの規制基準については、施設の種類や規模（送風能力等）別に細かく定められています。事業場内の施設が法に定める特定施設であるかどうか、あるいはそれらの基準はどれだけか等について十分に知っておく必要があります。

なお、平成22年5月10日の法改正により、「事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、事業活動に伴うばい煙の排出状況の把握、排出を抑制するための措置を講ずるようにしなければならない」との事業者の責務規定が設けられたほか、ばい煙量等の測定義務及び3年間の記録保存義務に違反した場合の罰則が新設されました。

平成25年3月6日の省令改正により、VOC濃度の測定回数は、VOC排出施設を稼働させている時間帯において、年2回以上から年1回以上となりました。

平成27年6月19日の法改正により、水銀排出施設に係る届出制度、水銀に係る排出基準の遵守義務等、要排出抑制施設の設置者の自主的取組等に対する規定が創設されました。（平成30年4月施行）



（参考）

排出基準のほかに「環境基本法」に基づき定められる環境基準があります。

大気については、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの10物質で環境基準が定められており、県や金沢市では、大気の常時監視を行っています。これら環境基準は、排出基準のように個々のばい煙発生施設から排出されるばい煙の許容限度を示すものとは異なり、地域を問わず汚染の影響を受ける側で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

また、平成25年6月21日の大気汚染防止法の改正で、国において放射性物質による大気の汚染の状況等を常時監視するとともに、その状況を公表することとなりました。

大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	- 工場等での事業活動や建築物の解体等に伴うばい煙、粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、自動車排出ガスの許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。 - 大気汚染により人の健康に係る被害が生じたときの事業者の損害賠償責任を定めることにより、被害者の保護を図る。
2 定義 (法2) ☆ばい煙とは ☆ばい煙発生施設とは ☆揮発性有機化合物（VOC）とは ☆VOC排出施設とは ☆粉じんとは ☆特定粉じんとは ☆水銀排出施設とは	- ばい煙とは、 ① 燃焼に伴い発生する硫黄酸化物（SOx） ② 燃焼や電気の使用に伴い発生するばいじん ③ 燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する有害物質（カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛、窒素酸化物（NOx）など） - ばい煙発生施設とは、工場等に設置される施設でばい煙を排出するもののうち、政令で定めるものをいう。（ボイラー、乾燥炉、廃棄物焼却炉等32種類） - 揮発性有機化合物（VOC）とは、大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（オキシダント等の生成原因とならない物質として政令で定める物質を除く）をいう。 - VOC排出施設とは、工場等に設置される施設でVOCを排出するもののうち、その施設から排出されるVOCが大気の汚染の原因となるものであって、排出量が多いため規制が必要なものとして政令で定めるものをいう。 - 粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。 - 特定粉じんとは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。 - 水銀排出施設とは、工場等に設置される施設で水銀を排出するもののうち、政令で定めるものをいう。
3 排出基準 (法3、17の4、18の27)	- ばい煙については、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等それぞれにおいて定める許容限度とする。 - VOC、水銀については、施設の種類及び規模ごとの許容限度とする。
4 届出義務 (法6、17の5、18、18の6、18の17、18の28) ☆ばい煙発生施設設置等の事前届出	- ばい煙発生施設、VOC排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施、水銀排出施設設置、構造変更のときはあらかじめ知事に届け出ること。なお、ばい煙発生施設、VOC排出施設、特定粉じん発生施設は届出受理後、60日以内の設置等が制限される。（短縮規定有り） - 代表者、事業場等の名前の変更、ばい煙発生施設等の廃止、承継（相続、合併等）の場合、30日以内に届け出ること。 - 特定粉じん排出等作業は開始の14日前までに知事に届け出ること。
5 ばい煙等の測定義務 (法16、17の12、18の35)	ばい煙排出者等は、当該ばい煙発生施設等に係るばい煙量又はばい煙濃度等を測定し、記録を3年間保存すること。
6 事業者の責務 (法17の2)	事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、事業活動に伴うばい煙の排出状況の把握、排出を抑制するための措置を講ずるようにしなければならない。
7 事故時の措置 (法17) ☆事故時の応急措置と通報	人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある特定物質（アンモニア、塩素、ベンゼン等28物質）を発生する施設、ばい煙発生施設に事故が発生し、特定物質又はばい煙が大気中に排出されたときは、設置者は速やかに応急の措置を講じ、かつ、事故を速やかに復旧するとともに、事故の状況を知事に通報すること。
8 有害大気汚染物質排出等の抑制 (法18の42)	事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出等の状況の把握と排出等を抑制するために必要な措置を講ずること。

平成16年度以降の主な沿革

平成16年	5月26日	法律第56号	揮発性有機化合物（VOC）の排出規制（平成18年4月1日施行）
平成18年	2月10日	法律第5号	特定粉じん排出等作業に工作物に係るものを追加（平成18年10月1日施行）
平成22年	5月10日	法律第31号	ばい煙に関する事業者の責務規定の追加（平成22年8月10日施行） ばい煙に関する改善命令発動条件緩和 測定記録保存義務ならびに罰則の創設（平成23年4月1日施行）
平成25年	6月21日	法律第58号	特定粉じん粉出等作業実施届出義務者の変更 解体等工事に係る調査及び説明等の義務の追加 報告及び検査の対象の拡大（平成26年6月1日施行）
平成27年	6月19日	法律第41号	水銀排出抑制に係る届出制度等の創設（平成30年4月1日施行）
令和2年	6月5日	法律第39号	解体等工事に係る調査結果報告義務の追加（令和4年4月1日施行） 除去等作業結果の記録の作成・保存義務の追加 作業基準違反等に対する直接罰の創設等（令和3年4月1日施行）
令和3年	9月29日	政令第275号	ボイラーの規模要件から伝熱面積を削除（令和4年10月1日施行）

（参考資料）「大気汚染防止のしおり」

令和7年4月 石川県

「水銀排出抑制のしおり（大気汚染防止法関係）」

令和7年4月 石川県

（問合せ先） 石川県環境政策課

電話 076-225-1463

FAX 076-225-1466

石川県南加賀保健福祉センター

電話 0761-22-0795

FAX 0761-22-0805

石川県石川中央保健福祉センター

電話 076-275-2642

FAX 076-275-2257

石川県能登中部保健福祉センター

電話 0767-53-6893

FAX 0767-53-2484

石川県能登北部保健福祉センター

電話 0768-22-2028

FAX 0768-22-5550

金沢市環境政策課

電話 076-220-2508

FAX 076-260-7193

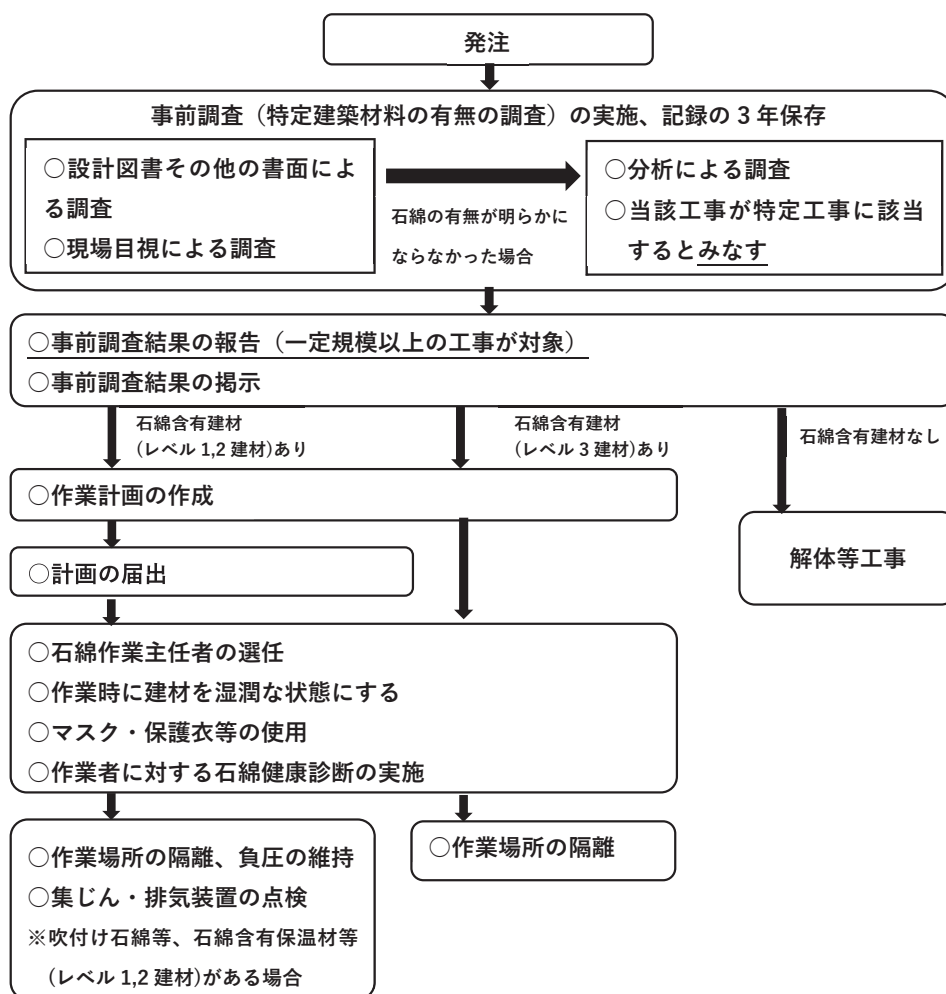
6 石綿障害予防規則とは？

平成17年2月24日に、「石綿障害予防規則」が制定されました。

石綿については、平成18年9月1日に一部のパッキン、ガスケット等を除く全ての石綿を含有する製品の製造等が禁止されたことにより、国内の石綿使用量の大部分が削減されました。

このため、今後の石綿ばく露防止対策は、建築物の解体等の作業が中心となり、事業者が講ずべき措置の内容が特定化学物質等障害予防規則に定める他の化学物質とは大きく異なることから、新たに建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った単独の規則を制定し、石綿による健康障害防止対策の一層の推進を図ることとしたものです。

建築物又は工作物の解体等に係る法規制



●事前調査結果報告の対象

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上であるもの
 - ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が 100 万円以上であるもの
 - ③工作物(※)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が 100 万円以上であるもの
- (※)特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの

石綿障害予防規則（平成17年2月24日 厚生労働省令第21号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点																																																																																										
1 責務 (規則1)	○ 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、必要な措置を講じるよう努めること。 ○ 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めること。																																																																																										
2 定義 (規則2)	○ 規則の対象は、石綿及び石綿含有量が重量の0.1%を超える製剤その他のもの。 ○ 石綿とは、①クリンタイル（白石綿）、②アモサイト（茶石綿）、③クロシドライト（青石綿）、④トレモライト、⑤アクチノライト、⑥アンソフィライトをいう。																																																																																										
3 解体等の業務に係る措置 (規則3～9)	○ すべての建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、改修等<table><tr><th>規制内容</th><th>工事の種類</th><th>建築物</th><th>工作物</th><th>船舶</th></tr><tr><td>事前調査の実施、記録の3年保存</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>事前調査に関する資格者要件</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事前調査結果等の報告（工事開始前まで）</td><td></td><td>●※1</td><td>●※2</td><td></td></tr><tr><td>作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>計画の届出（工事開始の14日前まで）</td><td></td><td>●※3</td><td>●※3</td><td>●※3</td></tr></table> ※1 床面積80㎡以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る ※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る ※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る ○ 石綿含有建材を扱う作業に係る措置<table><tr><th>規制内容</th><th>作業の種類</th><th>吹付け石綿、保温材の除去等</th><th>けい酸カルシウム板第一種の破砕等</th><th>仕上げ塗材の電動工具による除去</th><th>スレート板等の成形品の除去</th></tr><tr><td>事前調査結果の作業場への備え付け、掲示</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>石綿作業主任者の選任・職務実施</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>作業者に対する特別教育の実施</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>作業場所の隔離</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>作業時に建材を潤滑な状態にする</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>関係者以外の立入禁止・表示</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>石綿作業場であることの掲示</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>作業実施状況の写真等による記録・3年保存</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></table>	規制内容	工事の種類	建築物	工作物	船舶	事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●	事前調査に関する資格者要件		●			事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2		作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●	計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3	規制内容	作業の種類	吹付け石綿、保温材の除去等	けい酸カルシウム板第一種の破砕等	仕上げ塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去	事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●		●	●	石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●	作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●	作業場所の隔離		●	●	●		隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認		●				作業時に建材を潤滑な状態にする		●	●	●	●	関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●	石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●	作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●
規制内容	工事の種類	建築物	工作物	船舶																																																																																							
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●																																																																																							
事前調査に関する資格者要件		●																																																																																									
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2																																																																																								
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●																																																																																							
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3																																																																																							
規制内容	作業の種類	吹付け石綿、保温材の除去等	けい酸カルシウム板第一種の破砕等	仕上げ塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去																																																																																						
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●		●	●																																																																																						
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●																																																																																						
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●																																																																																						
作業場所の隔離		●	●	●																																																																																							
隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認		●																																																																																									
作業時に建材を潤滑な状態にする		●	●	●	●																																																																																						
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●																																																																																						
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●																																																																																						
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●																																																																																						
4 労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置 (規則10)	○ 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。																																																																																										

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 2月 24日	厚生労働省令第21号 制定	(平成17年7月1日施行)
平成18年 8月 2日	厚生労働省令第147号 改正	(平成18年9月1日施行)
平成21年 2月 5日	厚生労働省令第9号 改正 (事前調査の結果の掲示、隔離の措置、電動ファン付呼吸用保護具の使用等)	(平成21年4月1日施行)
平成23年 7月 1日	厚生労働省令第83号 改正 (鋼製の船舶の解体等作業において建築物等の解体等作業と同等の措置を義務付け)	(平成23年8月1日施行)
平成26年 3月 31日	厚生労働省令第50号 改正 (吹付け石綿の除去などについての措置、石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置等)	(平成26年6月1日施行)
令和 2年 7月 1日	厚生労働省令第134号 改正 (事前調査結果報告の義務付け、除去等作業に係る規制の強化等)	(令和2年10月1日から順次施行)

(参考資料)	石綿（アスベスト）対策のしおり	令和7年4月 石川県
(問合せ先)	石川労働局労働基準部健康安全課	電話 076-265-4424
	金沢労働基準監督署安全衛生課	電話 076-292-7935
	小松労働基準監督署第二方面	電話 0761-22-4245
	七尾労働基準監督署監督安衛課	電話 0767-52-3294
	穴水労働基準監督署監督安衛課	電話 0768-52-1140

〈石綿に関する規則〉

石綿製品を製造していた事業所の従業員などの間で、中皮腫など石綿が原因と見られる疾病死が全国で発生していることが明らかとなり、石綿に対する不安が高まっています。

石綿の問題点は、空気中に飛散した石綿を人が肺に吸い込むことであり、石綿を使用している建築物の解体工事や、建築物に使用されている吹付け石綿の損傷・劣化などにより石綿が飛散するおそれがあります。

このため、建築物の解体現場における石綿飛散防止の徹底を図るため平成17年12月21日に「大気汚染防止法」が一部改正され、石綿に関する規制が強化されました。平成18年2月10日の法改正では工作物が規制対象へ追加され、また平成25年6月21日の法改正では事前調査の義務付けや、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われました。

その後、平成25年の改正から5年が経過し、事前調査における石綿含有建材の見落としや、これまで規制対象ではなかった石綿含有成形板等についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになりました。これらの課題に対応するため、令和2年6月5日に法改正が行われ、令和3年4月1日から全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、事前調査方法の法定化、直接罰の創設、発注者への作業結果の報告の義務付け等、更なる規制の強化が図られました。また令和4年4月1日から、事前調査結果の都道府県等への報告が義務付けられました。さらに、令和5年10月1日以降に着工する工事については、建築物の解体等の作業を行うときは建築物石綿含有建材調査者等による事前調査が義務付けられました。

大気汚染防止法による規制内容

(1) 規制対象

○特定建築材料（全ての石綿含有建材）

- ・吹付け石綿
- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- ・石綿含有成形板等
- ・石綿含有仕上塗材

(2) 規制内容等

○解体等工事の事前調査（特定建築材料の使用有無の調査）の実施

○事前調査結果・届出内容の発注者への説明、掲示

○事前調査結果の記録の作成・保存、都道府県知事への報告

- ・報告対象
 - ①建築物の解体工事のうち床面積合計80㎡以上のもの
 - ②建築物の改造・補修工事のうち請負代金合計100万円以上のもの
 - ③工作物(環境大臣が定めるもの)の改造・補修工事のうち請負代金合計100万円以上のもの

○特定粉じん排出等作業の届出

- ・届出義務者：届出対象特定工事の発注者又は自主施工者

○作業基準の遵守

○特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

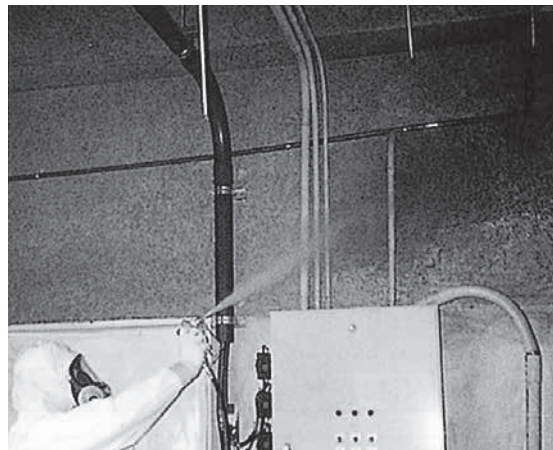
○作業終了後の発注者への報告

大気汚染防止法のキーポイント（その2）

主要事項及びキーワード	要 点
1 用語（2条） ☆特定粉じん ☆特定粉じん排出等作業 ☆特定工事	○ 特定粉じんとは、大気汚染防止法第2条第7項に規定する粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。 ○ 特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（「特定建築材料」という。）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。 ○ 特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
2 解体等工事に係る調査及び説明等（18条の15） ☆事前調査結果の説明 ☆事前調査結果の記録・保存 ☆事前調査結果の掲示 ☆事前調査結果の報告	○ 解体等工事の受注者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。 ○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。 ○ 調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。 ○ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
3 特定粉じん排出等作業の実施の届出（18条の17）	○ 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
4 作業基準の遵守義務（18条の20）	○ 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。
5 特定粉じん排出等作業の結果の報告等（18条の23）	○ 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。
6 罰則	○ 命令 ・届出内容が作業基準に適合していない → 計画変更命令 ・作業基準を遵守していない → 作業基準適合命令等 ○ 罰則 ・事前調査結果の報告義務違反・虚偽報告 → 罰金 ・届出義務違反 → 徴役又は罰金 ・除去など措置違反 → 徴役又は罰金 ・上記命令に違反した場合 → 徴役又は罰金



吹付け石綿の除去



飛散防止抑制剤の使用

7 悪臭防止法とは？ においによる不快感の除去！

悪臭は、騒音、振動とともに感覚公害と呼ばれ、苦情件数の多い公害です。

本県における苦情の対象となる発生源としては主に、個人住宅・アパート等家庭生活に起因するものや製造業、農業等があります。悪臭には環境基準はなく、規制基準のみ設定されています。

「悪臭防止法」では、工場その他の事業場から排出され、臭気の原因となる物質を特定悪臭物質に指定し、物質ごとの濃度によって規制することになっています。実際には、規制地域の指定と規制基準の設定は県知事（市の区域内の地域については、市長）が、測定や施設の改善指導等の規制に関する事務は市町が行っています。

特定悪臭物質については、現在、22物質が指定されています。また、規制基準としては、22物質すべてが敷地境界において適用されるほか、13物質が気体排出口において、さらに4物質については排水水にも適用されます。

なお、悪臭については、騒音等と異なり、規制をかけるための特定施設という定義はなく、それらの届出の規定もありません。特定悪臭物質を出す工場・事業場は、その業種や施設に関係なく、すべて規制を受けるということになります。

工場の周辺地域から苦情等が発生しないよう、事業場内において、悪臭の原因となる物質が使用されていないか、地域指定の状況はどうなっているかについて知っておくことが大切です。

特定悪臭物質の種類と規制基準

特定悪臭物質の種類	に お い の 種 類	臭気強度 「2.5」の 物質濃度	臭気強度 「3.0」の 物質濃度	規制基準の種類		
				敷 地 気 体 境 界 排出口		排水水
ア ン モ ニ ア	し尿のようなにおい	1 ppm	2 ppm	○	○	
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.004	○		○
硫 化 水 素	腐った卵のようなにおい	0.02	0.06	○	○	○
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.05	○		○
二 硫 化 メ チ ル	〃	0.009	0.03	○		○
ト リ メ チ ル ア ミ ン	腐った魚のようなにおい	0.005	0.02	○	○	
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	刺激的な青ぐさいにおい	0.05	0.1	○		
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05	0.1	○	○	
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	〃	0.009	0.03	○	○	
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	〃	0.02	0.07	○	○	
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.02	○	○	
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	〃	0.003	0.006	○	○	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	刺激的な発酵したにおい	0.9	4	○	○	
酢 酸 エ チ ル	刺激的なシンナーのようなにおい	3	7	○	○	
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	〃	1	3	○	○	
ト ル エ ン	ガソリンのようなにおい	10	30	○	○	
ス チ レ ン	都市ガスのようなにおい	0.4	0.8	○		
キ シ レ ン	ガソリンのようなにおい	1	2	○	○	
プ ロ ピ オ ン 酸	刺激的な酸っぱいにおい	0.03	0.07	○		
ノ ル マ ル 酪 酸	汗くさいにおい	0.001	0.002	○		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	むれた靴下のようなにおい	0.0009	0.002	○		
イ ソ 吉 草 酸	〃	0.001	0.004	○		

悪臭防止法（昭和46年6月1日 法律第91号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点												
1 目的 ☆悪臭防止対策 (法1)	○ 工場等での事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。												
2 定義 ☆特定悪臭物質 ☆臭気指数 (法2)	○ 特定悪臭物質とは：アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質（政令で22物質を定めている。） ○ 臭気指数とは：気体又は水での悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水を希釈した場合のその希釈倍数を基礎として算定される。												
3 規制地域 (法3)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等を規制地域として指定する。												
4 規制基準の設定 (法4)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は規制地域について、必要に応じ地域区分し、特定悪臭物質の種類ごとに濃度での規制基準を定める。 ○ 濃度での規制基準によって生活環境を保全するには十分でない場合には、臭気指数により規制基準を定める。												
5 規制基準の遵守義務 (法7)	○ 規制地域内の事業場の設置者は、規制基準を遵守すること。												
6 事故時の措置 (法10) ☆応急措置 ☆速やかな復旧	○ 規制地域内の事業場の設置者は、事業場で事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じ、その事故を速やかに復旧すること。また、所轄の市町長に通報すること。												
7 悪臭が生ずる物の焼却の禁止 (法15)	○ 何人も、住居が集合している地域では、みだりにゴム、皮革、合成樹脂、廃油等の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却しないこと。												
(参考)	悪臭物質の主要発生源事業場（環境省調べ） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">代表的悪臭物質</th><th style="text-align: center;">主 要 発 生 源 事 業 場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td><td>畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td></tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td><td>クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td></tr> <tr> <td>硫化水素</td><td>畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td></tr> <tr> <td>硫化メチル 二硫化メチル</td><td>クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等</td></tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td><td>畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業 等</td></tr> </tbody> </table>	代表的悪臭物質	主 要 発 生 源 事 業 場	アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	硫化メチル 二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等	トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業 等
代表的悪臭物質	主 要 発 生 源 事 業 場												
アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
硫化メチル 二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場 等												
トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業 等												

平成16年度以降の主な沿革……なし

（参考資料）「悪臭防止のしおり」 令和7年4月 石川県

（問合せ先）最寄りの市町の環境担当課
又は石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

8 騒音規制法とは？ 静けさの保持！

典型七公害という言葉があります。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭の七つの公害をいいますが、そのうち騒音、振動、悪臭の三つは感覚公害とも呼ばれ、日常生活に密着した公害です。

特に、騒音は、公害苦情の件数が多いものの一つです。日本の国土が狭く、工場や道路等から住居までの距離を十分にとれないことが大きな理由でしょう。

騒音にも環境基準があり、日常生活において睡眠妨害、作業能率の低下、不快感などをきたさないレベルとして設定されています。環境基準は、土地の利用状況等に応じて、4種類の類型で指定することとなっています（類型指定といいます）。

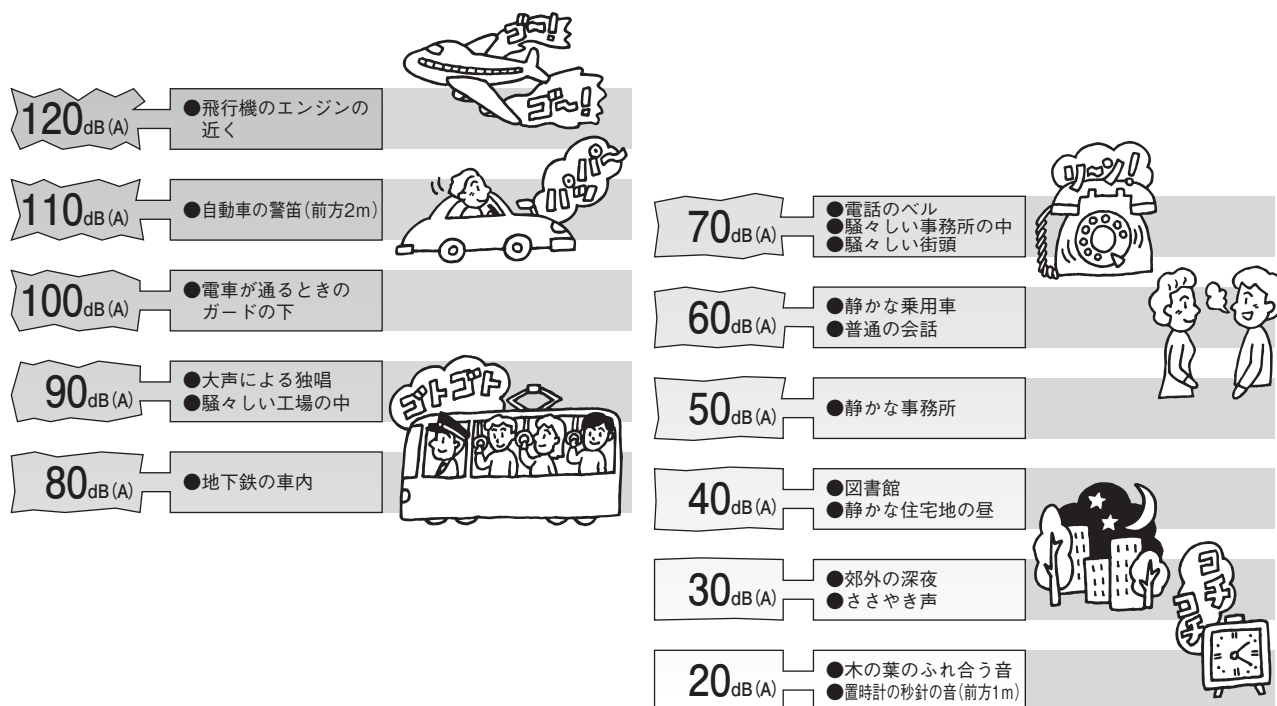
騒音の影響は、主として感覚的、心理的なものであることから、地域によっても、また、時間によっても生活妨害の程度は異なってきます。例えば、工業地帯ではあまり問題とならない騒音が、静かな住宅地ではうるさく感じられたり、昼間はなんともなかった騒音でも、夜間には睡眠を妨げることもあります。

このため、騒音の規制基準は、工場及び事業場（特定工場といいます）、特定建設作業、自動車交通からの騒音を、時間区分及び地域区分ごとに定めています（規制地域といいます）。

規制地域は、図面表示していますので、県環境政策課又は各市町環境担当課で確認してください。

規制地域内において騒音を発生する特定施設を設置している者は、特定工場の敷地境界で規制基準を守る必要があります。また、特定施設を設置しようとする場合は、30日前までに市町長に届出をする必要があります。特定建設作業を行う場合は、7日前までに市町長に届出が必要です。

特定建設作業の場合は、騒音の発生が一時的または短期間であることから、規制の方法は、夜間や日曜・祝日の作業の禁止等に主眼がおかれています。



出典：「環境シリーズNo55」（財）日本環境協会より

騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点																						
1 目的 (法1) ☆工場等騒音規制 ☆自動車騒音対策	○ 工場等での事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音の許容限度を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。																						
2 定義 (法2) ☆特定施設とは ☆特定建設作業とは	○ 特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、著しく騒音を発生する施設であって政令で定める11種類の一定規模以上のもの。 ①金属加工機械（プレス、圧延機械等）②空気圧縮機（環境大臣が指定するものを除く）・送風機 ③土石用・鉱物用の破碎機等 ④織機 ⑤建設用資材製造機械（コンクリートプラント等）⑥穀物用製粉機（ロール式）⑦木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー等）⑧抄紙機 ⑨印刷機械 ⑩合成樹脂用射出成形機 ⑪鋳造型機（ジョルト式）（政令別表第1） ○ 特定建設作業とは：建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの。（政令別表第2）																						
3 地域指定 (法3)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は、特定工場等の騒音、特定建設作業騒音を規制する地域を指定する。																						
4 規制基準の設定及び遵守 (法4、5、7) ☆区域毎の規制（第1種～第4種） ☆時間区分毎の規制（昼間・朝夕・夜間）	時間の区分 区域の区分 <table><tr><th colspan="3">区分に対する規制基準 (単位：デシベル)</th></tr><tr><th>昼 間</th><th>朝・夕</th><th>夜 間</th></tr><tr><td>午前8時から 午後7時まで</td><td>午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで</td><td>午後10時から 翌日 午前6時まで</td></tr><tr><td>第1種区域</td><td>50</td><td>45</td></tr><tr><td>第2種区域</td><td>55</td><td>50</td></tr><tr><td>第3種区域</td><td>65</td><td>60</td></tr><tr><td>第4種区域</td><td>70</td><td>65</td></tr></table> ただし第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。	区分に対する規制基準 (単位：デシベル)			昼 間	朝・夕	夜 間	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日 午前6時まで	第1種区域	50	45	第2種区域	55	50	第3種区域	65	60	第4種区域	70	65	第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種低層及び第2種低層住居専用地域、田園住居地域） 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、及び準住居地域） 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域及び準工業地域） 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域（おおむね工業地域）
区分に対する規制基準 (単位：デシベル)																							
昼 間	朝・夕	夜 間																					
午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日 午前6時まで																					
第1種区域	50	45																					
第2種区域	55	50																					
第3種区域	65	60																					
第4種区域	70	65																					
5 特定施設の設置等届出 (法6、8)	○ 規制地域内で工場・事業場に特定施設の設置又は直近に届け出た数の2倍を超える増加の変更をしようとする者は、工事の開始30日前までに市町長に届け出ること。																						
6 特定建設作業の実施の届出 (法14)	○ 指定地域内で当該作業をする者は、作業開始の7日前までに届け出ること。																						

平成16年度以降の主な沿革

令和 3年12月24日 政令第346号 空気圧縮機のうち、環境大臣が指定する機器を特定施設から除外（令和4年12月1日施行）

（参考資料）「騒音規制のしおり」 令和7年4月 石川県

（問合せ先）最寄りの市町の環境担当課

又は石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

9 振動規制法とは？ 騒音規制法と兄弟の関係！

公害として問題にされる振動とは、工場稼働、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的な地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、睡眠妨害を引き起こしたりすることをいいます。

振動には環境基準がなく、規制基準だけが定められています。振動の規制基準は、工場・事業場、建設作業、自動車交通からの振動について、時間区分及び地域区分ごとに定められています（規制地域といいます）。

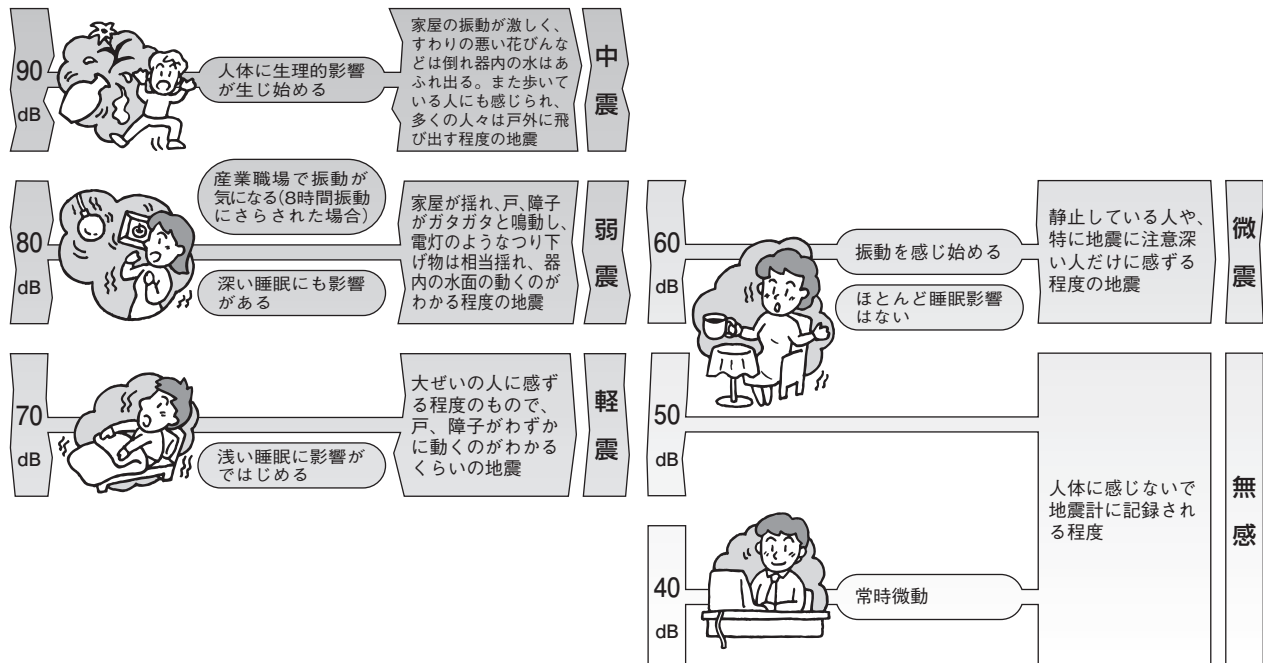
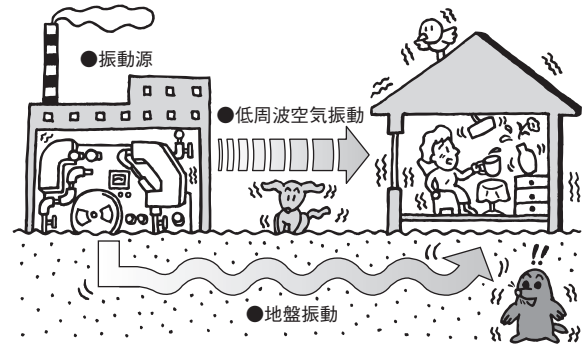
規制地域は図面表示していますので、県環境政策課又は各市町環境担当課で確認してください。

また、建設作業の場合は、騒音と同様、夜間作業や日曜・祝日の作業の制限に主眼がおかれています。

規制地域内において振動を発生する特定施設を設置している者は、工場・事業場の敷地境界で規制基準を守る必要があります。また、特定施設を設置する場合は、30日前までに市町長に届出をする必要があります。特定建設作業は7日前までに市町長に届出が必要です。

規制地域への指定は県知事（市の区域内の地域については、市長）が行うことになっており、規制に関する実際の事務は市町が行っています。

振動源と被害者との関係



出典：「環境シリーズNo55」(財)日本環境協会より

振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点											
1 目的 (法1) ☆工場等振動規制 ☆道路交通振動対策	○ 工場・事業場での事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。											
2 定義 (法2) ☆特定施設とは ☆特定建設作業とは	○ 特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、著しく振動を発生する施設であって政令で定める10種類の一定規模以上のもの。 ①金属加工機械（プレス、せん断機等）②圧縮機（環境大臣が指定するものを除く）③土石用・鉱物用破砕機等④織機 ⑤コンクリートブロックマシン ⑥木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー）⑦印刷機械 ⑧ゴム練用ロール機等 ⑨合成樹脂用射出成形機 ⑩鋳造型機（ジョルト式）（政令別表第1） ○ 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるもの。（政令別表第2）											
3 指定地域 (法3)	○ 知事（市の区域内の地域については、市長）は、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する。											
4 規制基準の設定及び遵守 (法4、5) ☆区域毎の規制（第1種～第2種） ☆時間区分毎の規制（昼・夜間）	○ 規制地域内で特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）における規制基準 <table><tr><th rowspan="2">時間の区分 区域の区分</th><th>昼 間</th><th>夜 間</th></tr><tr><th>午前8時から午後7時まで</th><th>午後7時から翌日午前8時まで</th></tr><tr><td>第 1 種 区 域</td><td>60デシベル</td><td>55デシベル</td></tr><tr><td>第 2 種 区 域</td><td>65デシベル</td><td>60デシベル</td></tr></table> ただし学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。 〔備考〕 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域） 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域） ○ 規制地域内での特定工場等の設置者は、規制基準を遵守すること。	時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで	第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル	第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル
時間の区分 区域の区分	昼 間		夜 間									
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで										
第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル										
第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル										
5 特定施設の設置及び変更の届出 (法6、8、10)	○ 規制地域内で工場・事業場に特定施設の設置又は変更をしようとする者は、工事開始の30日前までに市町長に届け出ること。											
6 特定建設作業の実施の届出 (法14)	○ 規制地域内で当該作業をする者は、作業開始の7日前までに市町長に届け出ること。											

平成16年度以降の主な沿革

令和 3年12月24日 政令第346号 圧縮機のうち、環境大臣が指定する機器を特定施設から除外（令和4年12月1日施行）

（参考資料）「振動規制のしおり」 令和7年4月 石川県

（問合せ先）最寄りの市町の環境担当課

又は石川県環境政策課

電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466